別記様式を次のように改める。

別記様式（第十九条関係）

（表　　面）

	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構検査証 （法第三十八条関係） 写 真 官職又は職名 氏　　名 （　　年　　月　　日生）

（裏　　面）

第　　号 令和　　年　　月　　日交付 厚生労働大臣、地方厚生局長又は地方厚生支局長 印	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（抄） 第三十八条　厚生労働大臣は、機構若しくは受託者に対して、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。 2　略 第四十二条　第三十八条第一項の規定による報告（第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及び同項第七号に規定する業務（診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を除く。）並びにこれらに附帯する業務に関するものに限る。）を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした機構の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者（当該受託者が法人である場合にあつては、その代表者。次条第一項において同じ。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。 第四十三条　第三十八条第一項の規定による報告（前条に規定する業務に関するものを除く。）を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした機構の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者若しくはその代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。 2　略

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。